

日常清掃及び定期清掃業務委託 仕様書

- 1 名称 大正区子ども・子育てプラザ清掃業務委託
- 2 履行場所 大阪市大正区泉尾3丁目9番16号
大正区子ども・子育てプラザ
- 3 期間 令和7年4月1日～令和9年3月31日
但し、受託者が本業務の履行に支障を生じたと委託者が判断した場合は、この契約を解除できるものとする。
- 4 業務概要
建物及び敷地の保全と安全に留意するとともに、衛生的で快適な使用に資する清掃を目的とし、労働基準法及び個人情報に関する法令など関係法令を遵守の上、十分な注意義務をもって行うものとする。
- 5 業務種別
清掃業務の種別は日常清掃及び定期清掃とし、清掃箇所については別表1（日常清掃）及び別表2（定期清掃）のとおりとする。
また、臨時的な清掃についても、施設管理者と協議の上、即応するものとする。
業務に使用する資機材については、材質に適し、すべて品質良好なものを使用し、素地を傷めることなく、美観を保つものを使用すること。
- 6 業務実施日及び業務時間
日常清掃、定期清掃及び臨時清掃ごとの業務実施日及び業務時間については、次のとおりとする。
 - (1) 日常清掃 令和7年4月1日～令和9年3月31日までの火・水・金・土曜日の週4日（但し、祝日及び年末年始等で休館の場合は別途協議して振替日を定めるものとする）。原則として開館日の午前9時30分までに作業を終了すること。但し、必要がある場合は、委託者の施設管理担当者の承認を得て変更できるものとする。開館日は火曜日から日曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下、「祝日法」という。）に規定された休日及び年末年始〔12月29日～1月3日〕を除く）である。但し、5月5日、7月21日～8月31日の期間の月曜日及び祝日法に規定された休日は開館する。
 - (2) 定期清掃 原則として年間2回。期間内の休館日に実施すること。
実施日等は別途協議して定めるものとする。
 - (3) 臨時清掃 臨時に清掃業務が必要になった場合には、施設管理者と業務責任者で協議の上、

施設管理者の指示を受け、日常清掃業務と同程度の清掃業務を行うものとする。

7 業務内容

(1) 日常清掃場所別作業内容及び作業回数等

別表3のとおり

(2) 日常清掃

- ・一覧表の回数にこだわりなく、軽微な作業は契約の範囲内で実施すること。
- ・電気器具の使用にあたっては、室内のコンセントを使用する場合に他の機器に影響がないようにすること。
- ・電気、ガス、水道等の節約に努めること。
- ・ごみ出しは分別されたごみをそれぞれの収集日に応じて、収集場所まで運搬すること。
- ・施設の修繕改修等の工事により清掃場所の変更が生じた場合は、施設管理者と業務責任者で協議の上、変更を行うものとする。

(3) 定期清掃

- ・床の清掃及びワックスの塗布
- ・窓ガラス（内面のみ）及びブラインドの拭き掃除

8 業務体制

(1) 受託者は、業務の実施前までに業務責任者を選任し、業務責任者及び業務担当者からなる業務の実施体制を組織するとともに、次の事項を記載した書類を提出することとする。

また、契約期間中に変更があった場合にも同様とする。

- ①業務責任者（氏名、資格、経験年数等）
- ②業務担当者（氏名、資格・経験年数等）

(2) 業務責任者は、業務計画の立案及び業務担当者の指揮監督を行うとともに、施設管理者との連絡調整を行うものとする。

9 関係書類の提出

受託者は業務の実施にあたり、業務を適正に実施するための必要事項を記載した業務内容計画書を作成し、施設管理者に提出し、承諾を得ることとする。

10 業務報告書の提出

業務の実施状況等について、清掃業務実施報告書（日常清掃／定期清掃：様式自由）を作成し、翌日までに施設管理者へ報告し、実地または書面による確認を受けるものとする。また、必要がある場合には、施設管理者による検査に立ち会うものとする。

11 費用の負担等

(1) 委託者の負担

業務の実施に必要な電力、水道及びガス等の光熱水料は契約書等に別に記載がある場合以

外は委託者の負担とする。

(2) 受託者の負担

次に掲げるものは契約書等に別に記載がある場合以外は受託者の負担とする。

ア 業務の実施に必要な資材及び機材（洗剤類、清掃用具一式など）

イ 衛生消耗品

トイレットペーパー（100m）年間使用予定量 約300個程度

1.2 その他

業務の実施に際しては、来館者及び職員の業務等に支障のないように十分に注意し、盗難・その他事故防止に万全を期すとともに、次の事項を遵守の上、業務を行うものとする。

- (1) 業務責任者及び業務担当者に作業着、名札等を着用させ、業務に従事する者であることを明確にすること。
- (2) 委託業務の処理中に建物、機材器具等に損害を与えたときは、速やかに報告、その指示を受けること。
- (3) 本仕様書に記載なき事項については、担当者と協議のうえ決定する。